

## 熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・富合町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、熊本市・富合町合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に関し必要な事項を定める。

(専門部会)

第2条 協議会が置く専門部会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員専門部会
- (2) その他協議会が必要と認める専門部会

(所掌事務)

第3条 専門部会は、協議会から付託された事項について審議する。

(委員)

第4条 専門部会の委員（議員専門部会の委員を除く。）は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の会議に諮って指名する。

2 議員専門部会の委員は、熊本市及び富合町の議会の議員の互選により決定する。

(組織)

第5条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選による。
- 3 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が必要に応じ開催する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議における審議の議事については、出席委員の過半数で決するものとする。

(協力の要請)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会における審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、部会長に審議の経過の報告を求めることができる。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、規約第12条に規定する協議会の事務局において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年1月5日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に行われる専門部会は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が開催する。